

令和8年6月2日

保護者 様

八幡浜市立宮内小学校長 菊池 健

大雨、台風、地震などへの対応について

1 台風、大雨、大雪等の対応

- (1) 午前6時の時点で、八幡浜市に次の 警報 が発令された場合は、自宅待機とします。

暴風警報 大雨警報 土砂災害警報 暴風雪警報 大雪警報

※ 上記警報発令については、気象情報等により各家庭で確認していただき、児童を自宅待機させてください。午前6時30分頃、その後の対応等について緊急メールでお知らせします。

※ ただし、警報発令時でも学校が登校可能と判断した場合は、授業を行います。

- (2) 警報が解除された場合は、その後の対応等について緊急メールでお知らせします。また、警報が解除になっていなくても、天候が回復したと学校が判断した場合は、その後の対応等について緊急メールでお知らせします。
- (3) 登校後に警報が発令された場合は、必要に応じて、その後の対応について緊急メールでお知らせします。

2 大地震への対応

- (1) 登校前に震度4以上の地震が発生した場合は、学校及び通学路の異常の有無を確認し、午前6時30分頃、その後の対応等について緊急メールでお知らせします。メールや電話が不通の場合は、臨時休業とします。
- (2) 登校中に震度4以上の地震が発生した場合は、児童各自が適切に避難し、教職員が通学路に向かい引率します。保護者の方も見守りをお願いします。
- (3) 授業中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、八幡浜市が定める要領に従い、保護者等（「引渡し照合票」に記載のある方のみ）への引渡しを行います。その場合、原則として徒歩での迎えをお願いします。大津波襲来等状況によってはすぐに引渡しをせず、第二次避難場所（保内交通検問所・高德寺舟来谷農道）に避難し、安全な場所で児童を引き渡します。緊急メールや電話等が不通の場合は、学校の玄関等に張り紙等をしますので、あらかじめ第二次避難場所の確認をお願いします。
- (4) 休日に大津波警報等が発令された場合は、地震の揺れが収まった後、御家庭や地域で決めている避難場所等へ速やかに避難してください。その後、児童の安否確認をさせていただきます。

3 その他

- (1) 登校前に雷が激しく鳴っているときや、その他通学路の異状等により登校が困難な場合は自宅待機し、異状が収まってから登校させてください。始業時刻（午前8時）に間に合わなくても遅刻とはいたしません。また、終日登校できなくても欠席とはいたしません。
- (2) 警報の発令中及び解除直後、児童が危険な場所に行かないように御家庭で御指導ください。